

# 報告第7号

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会  
常任委員会・専門委員会における審議決定事項について

## 目 次

〈第1回常任委員会：令和7年3月27日開催〉

### 【決定事項】

- ① 令和7年度事業計画…………… 本資料報告第5号参照
- ② 令和7年度収支予算…………… 本資料報告第6号参照
- ③ 小林市実行委員会公式 SNS の開設について…………… P1

〈第2回常任委員会：令和7年7月書面開催〉

- ① 令和6年度事業報告…………… 本資料報告第3号参照
- ② 令和6年度決算報告…………… 本資料報告第4号参照

〈第3回総務企画専門委員会：令和8年2月書面開催〉

### 【決定事項】

- ① 小林市協賛取扱基準…………… P4
- ② 小林市識別用品整備要項…………… P6
- ③ 小林市遺失物・拾得物取扱要項…………… P8
- ④ 小林市保険加入要項…………… P17

〈第1回魅力発信・おもてなし専門委員会：令和7年9月2日開催〉

### 【決定事項】

- ① 小林市案内所・休憩所設置運営要項…………… P20
- ② 小林市歓迎装飾・接伴実施要項…………… P22
- ③ 小林市売店設置運営要項…………… P24

〈第2回魅力発信・おもてなし専門委員会：令和7年12月12日開催〉

### 【決定事項】

- ① 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ×健幸のまちこばやし PR 原画デザイン募集2次審査について…………… P39
- ② 小林市実行委員会広報戦略…………… 別冊
- ③ 小林市実行委員会地域経済活性化・おもてなし推進事業実施計画…………… 別冊
- ④ 小林市売店設置運営要項の改正…………… P41
- ⑤ 小林市売店募集要領…………… P48

# 報告第7号

〈第1回競技・式典専門委員会：令和8年1月書面開催〉

## 【決定事項】

- ① 小林市競技別リハーサル大会実施要項…………… P57
- ② 小林市式典実施要項…………… P60
- ③ 小林市情報通信基本計画…………… P62
- ④ 小林市競技別リハーサル大会旅費等支給規程…………… P63

〈第1回宿泊・衛生専門委員会：令和8年1月29日開催〉

## 【決定事項】

- ① リハーサル大会宿泊実施要項…………… P65
- ② リハーサル大会救護所設置計画…………… P67
- ③ 弁当調達要項…………… P68
- ④ 医療救護実施要領…………… P71
- ⑤ 防疫対策実施要領…………… P78
- ⑥ 食品衛生対策実施要領…………… P80
- ⑦ 環境衛生対策実施要領…………… P84

〈第1回輸送・交通専門委員会：令和8年1月26日開催〉

## 【決定事項】

- ① 輸送・交通業務実施要項…………… P86
- ② リハーサル大会輸送計画…………… P90
- ③ 消防防災・警備業務実施要項…………… P92
- ④ 消防防災・警備計画…………… P95

# 報告第7号

令和7年3月27日開催 実行委員会第1回常任委員会 承認

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会公式 SNS の開設について

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会第1回魅力発信・おもてなし専門委員会において、国スポ・障スポのPR方法として委員から提案された公式 SNS の開設を行う。

## 1 使用する SNS 媒体

Instagram

## 2 名前

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会

## 3 アカウント ID

kobayashi\_kokuspo

## 4 運用期間（予定）

令和7年4月1日 ～ 令和10年3月31日

## 5 利用目的

大会の周知と気運醸成のため、大会に関する情報を市内外の方々に広報することを目的とする。

## 6 アカウント管理者

小林市教育部国スポ・障スポ推進室

## 7 運用について

「小林市職員のソーシャルメディアガイドライン」に準拠し、その有効性とリスクを理解した上で、公式アカウントの運用を行う。また、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市広報基本計画」に基づき、迅速かつ効果的な情報提供を行うこととする。

## 令和7年度小林市実行委員会公式Instagram運用計画

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行事	2025.3月 常任委員会			Instagram投稿 キャンペーン	のじり湖祭	小林市すき納涼花火大会	こばやし大運動会	すきほぜまつり	こばやし秋まつり			まきばの桜まつり
投稿 フィード	週1回投稿※投稿する内容は別紙のとおり											
投稿 ストーリーズ	週1回フィード投稿時に「new post」の投稿を行う      専門委員会等の会議やイベント開催当日に「本日〇〇開催」等の告知投稿を行う      ボランティアやイベントの参加者をHPで募っている際に「申込はこちらから」等の案内の投稿を行う											
投稿 リール	イベント出展の様子を紹介      フィードで使用した動画をリールでも投稿											
広告 キャンペーン	・3月常任委員会内で広報 ・市役所ローカルメールで広報 ・HPに掲載・広報 ・市公式LINEで広報	・関係各所へチラシ掲示 ・市内中学校・高校へチ ラシ配布 ・市役所広報紙で広報	・各専門委員会で広報 ・宮崎県SNSで広報	・Instagramフォロー ・いいねキャンペーン実 施	・のじり湖祭でフォロー キャンペーンブース設置	・小林市すき納涼花火 大会でフォローキャン ペーンブース設置	・こばやし大運動会で フォローキャンペーン ブース設置	・すきほぜまつりでフォ ローキャンペーンブース 設置	・こばやし秋まつりでフォ ローキャンペーンブース 設置	・Instagram投稿キャン ペーン実施		・まきばの桜まつりで フォローキャンペーン ブース設置
フォロー 目標	50	100	130	200	250	300	350	400	450	480	490	500

### ○令和6年度Instagram投稿のターゲット

- ・市内在住の方
- ・小林市実施競技の競技団体

令和7年度小林市実行委員会公式Instagram投稿スケジュール

4月	第1週	小林市実行委員会公式Instagramを開設しました
	第2週	小林市国スポ開催競技紹介(少年女子バレー)
	第3週	小林市国スポ開催競技紹介(ウエイトリフティング)
	第4週	小林市国スポ開催競技の紹介(トランポリン)
	第5週	小林市国スポ開催競技の紹介(カヌー)
5月	第1週	小林市国スポ開催競技の紹介(ローイング)
	第2週	小林市障スポ開催競技の紹介(バレー(精神))
	第3週	小林市デモスポ開催競技の紹介(ソフトバレーボール)
	第4週	ホームページがリニューアルしました
	第5週	青森国スポリハーサル大会に行ってきました(トランポリン【6/21~6/22】)
6月	第1週	設置看板の紹介
	第2週	KITTO小林カウントダウンボードの紹介
	第3週	小林市実施競技会期・会場紹介
	第4週	青森国スポリハーサル大会に行ってきました(ローイング【6/21~6/22】)
	第5週	青森国スポリハーサル大会に行ってきました(トランポリン【6/28~6/29】)
7月	第1週	国スポ・障スポ時におすすめ！小林市観光地紹介第1弾(出の山)
	第2週	夏休みのポスターコンクールを実施します
	第3週	小林市オリジナルグッズ販売開始 グッズ紹介
	第4週	小野湖整備状況について
	第5週	こすも～競技挑戦(ウエイトリフティング)
8月	第1週	こすも～競技挑戦(ウエイトリフティング)
	第2週	こすも～競技挑戦(ウエイトリフティング)
	第3週	国スポ・障スポ観戦時におすすめ！小林グルメ紹介第1弾(肉)
	第4週	のじり湖祭でPRブースを出展します
	第5週	健幸のまちづくり拠点施設整備状況について
9月	第1週	すき納涼花火大会でPRブースを出展します
	第2週	滋賀国スポ視察に行ってきました(トランポリン【9/9】)
	第3週	国スポ・障スポ時におすすめ！小林市観光地紹介第2弾(のじりこびあ)
	第4週	国スポ・障スポイメージソングの紹介
	第5週	1130体操～ひなたのチカラver～踊ってみた
10月	第1週	滋賀国スポ視察に行ってきました(少年女子バレー【9/28~10/1】)
	第2週	こばやし大運動会でPRブースを出展します
	第3週	滋賀国スポ視察に行ってきました(カヌー【10/3~10/6】)
	第4週	滋賀国スポ視察に行ってきました(ウエイトリフティング【10/3~10/7】)
	第5週	すきほぜ祭りでPRブースを出展します
11月	第1週	すきほぜ祭りでPRブースを出展します
	第2週	滋賀国スポ視察に行ってきました(ローイング【10/4~10/7】)
	第3週	青森国スポリハーサル大会に行ってきました(カヌー【10/18~10/19】)
	第4週	こばやし秋まつりでPRブースを出展します
	第5週	青森国スポリハーサル大会に行ってきました(ウエイトリフティング【11/19~11/23】)
12月	第1週	こすも～競技挑戦(バレーボール)
	第2週	国スポ・障スポカウントダウンボード第2弾 お披露目
	第3週	国スポ・障スポ時におすすめ！小林グルメ紹介第2弾(ラーメン)
	第4週	2025年の小林市実行委員会の動き振り返り①
	第5週	2025年の小林市実行委員会の動き振り返り②
1月	第2週	事業概要説明会に行ってきました(守山市)
	第3週	事業概要説明会に行ってきました(東近江市)
	第4週	事業概要説明会に行ってきました(高島市)
	第5週	事業概要説明会に行ってきました(大津市)
	2月	第1週
第2週		国スポ・障スポイメージソングダンスリレー第1弾
第3週		国スポ・障スポイメージソングダンスリレー第1弾
第4週		国スポ・障スポイメージソングダンスリレー第1弾
第5週		国スポ・障スポイメージソングダンスリレー第1弾
3月	第1週	国スポ・障スポイメージソングダンスリレー第1弾
	第2週	国スポ・障スポ時におすすめ！小林市観光地紹介第3弾(須木大橋)
	第3週	こすも～競技挑戦(トランポリン)
	第4週	健幸のまちづくり拠点施設が完成しました
	第5週	まきばの桜まつりでPRしてきました

# 報告第7号

令和8年2月開催 実行委員会第3回総務企画専門委員会 承認

## 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市協賛取扱基準

### 1 趣旨

この基準は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
小林市企業協賛取扱要項（以下「要項」という。）第5項及び第6項の規定  
に基づき、協賛の表示及び協賛への謝辞について必要な事項を定める。

### 2 協賛者名掲載基準

報告書等に協賛者名を掲載する基準については、下表のとおりとする。

協賛者	評価額 (相当額)	ホームページ	報告書等	協賛物品	愛称等を使用 したフレーズ
企業・ 団体	30万円以上	協賛者バナー添付、 写真及び記事掲載	協賛者名 掲載	掲載可能 物品全て に協賛者 名掲載	○
	30万円未満	協賛者名掲載			
個人	5万円以上	写真、記事			
	5万円未満	協賛者名掲載			

### 3 謝辞実施基準

協賛者への謝意を表明する基準については、下記のとおりとする。

協賛者	評価額 (相当額)	謝意表明		贈呈者
企業・ 団体	30万円以上	感謝状	贈呈式	会長、副会長 又は事務局長
	30万円未満	礼状	郵送	—
個人	5万円以上	感謝状	贈呈式	会長、副会長 又は事務局長
	5万円未満	礼状	郵送	—

### 4 備考

- (1) 協賛物品等については、市価に金額換算して評価する。金額換算が困難である協賛内容については、別途協議のうえ、上記に準じて評価する。

# 報告第7号

令和8年2月開催 実行委員会第3回総務企画専門委員会 承認

- (2) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認の上実施する。なお、時期については、協賛のあった後の直近に開催される総会、又は個別に実施する。
- (3) 同一者から複数回にわたり協賛の申し出があった場合は、累積評価額により謝意を表すこととする。
- (4) 協賛者名の掲載先は、実行委員会ホームページ、報告書等、協賛物品とする。
- (5) 愛称等を使用したフレーズの使用範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の愛称等を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認の上使用することとする。

(例)

〇〇〇は { 日本ひなた宮崎国スポ・障スポ  
第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
日本ひなた宮崎国スポ・日本ひなた宮崎障スポ }

小林市開催競技 { を応援しています。  
の協賛企業です。  
の〇〇競技会の協賛企業です。 }

※市・競技を限定せずに、大会全体を指す呼称は使用できません。

# 報告第7号

令和8年2月開催 実行委員会第3回総務企画専門委員会 承認

## 日本のひなた宮崎国スポ小林市識別用品整備要項

### 1 趣旨

この要項は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ（以下「本大会」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、本市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、大会役員等の識別用品について、必要な事項を定める。

### 2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

#### (1) リハーサル大会

- ア ADカード
- イ 服飾品（帽子及びトップスをいう。以下同じ。）
- ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

#### (2) 本大会

- ア ADカード
- イ 服飾品
- ウ その他大会の運営上必要が生じた識別用品

### 3 配布対象者

識別用品の配付対象者は、次のとおりとする。ただし、配付対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、識別用品の一部のみの配付とすることができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督
- (8) 医師、看護師
- (9) 視察員、報道員
- (10) 大会関係者
- (11) その他日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める者

## 4 着用

配付対象者は、原則として実行委員会が準備する識別用品を着用しなければならない。

## 5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として実行委員会が指定するものとする。ただし、識別用品を、県又は他市実行委員会と共同で購入する場合はこの限りではない。

## 6 競技団体による整備

競技役員及び競技補助員に配付する識別用品については、競技団体から代替品目及びデザインの整備希望があった場合は、実行委員会に要望した上で、その許可を得る必要がある。なお、許可を得た代替品の整備に要する費用は、実行委員会と協議の上、実行委員会が整備する一人当たりの額を上限に負担することができるものとする。

## 7 競技共催市実行委員会との協議による整備

他市実行委員会と共催で実施する競技に係る識別用品の整備については、当該市実行委員会と協議の上、整備するものとする。

## 8 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

# 報告第7号

令和8年2月開催 実行委員会第3回総務企画専門委員会 承認

## 日本のひなた宮崎国スポ小林市遺失物・拾得物取扱要項

### 1 目的

この要項は、遺失物法（平成18年法律第73号）に基づき、日本のひなた宮崎国スポにおいて、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が競技会運営を行う競技会場、練習会場、駐車場等で遺失物又は拾得物の届出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

### 2 取扱い及び保管

- (1) 遺失物又は拾得物の届出に係る取扱いは、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実施本部が各競技会場に設置する受付で実施し、受付案内係がその取扱い及び一時保管を行う。
- (2) 受付案内係は、届出があった日の業務終了までに落とし主が判明しない場合は、当該拾得物を総務係に引き継ぐものとする。
- (3) 総務係は、引き継いだ拾得物を盗難・紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、高額な金品等については、速やかに実行委員会へ引き継ぐ。
- (4) 競技会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

### 3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得者の面前で拾得物を確認の上、拾得者の氏名等必要事項を聴取し、拾得物届出一覧表（様式第1号）及び拾得者管理台帳（様式第2号）に記入する。
- (2) 拾得者には、拾得物に係る権利の意思及び遺失者に対する氏名等告知同意について確認した上で、拾得者が交付を希望しない場合を除き、拾得物預り書（様式第3号）を作成し、その写しを交付するとともに、拾得物名札兼遺失物受領書（様式第4号）を拾得物に添えて一時保管する。
- (3) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失者の氏名等必要事項を聴取し、遺失物届出一覧表（様式第5号）に記入する。さらに、拾得物届出一覧表と照合し、該当する拾得物がないときは、遺失者が小林警察署へ届け出るように説明する。

### 4 遺失物の返還及び拾得者への連絡

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等により遺失者本人であることを確認するとともに、拾得物名札兼遺失物受領書（様式第4号）に

# 報告第7号

令和8年2月開催 実行委員会第3回総務企画専門委員会 承認

遺失者本人の署名を受けて返還する。

- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第6号）を受理した後に、運転免許証等により代理人本人であることを確認し、拾得物名札兼遺失物受領書（様式第4号）に代理人本人の署名を受けて返還する。
- (3) 前2号により返還する場合に、拾得者が拾得物に係る権利を希望し、かつ、氏名等告知に同意しているときは、拾得者の氏名等を遺失者に告知し、拾得者に対する報労金の支払義務等があることを説明する。また、拾得者が氏名等告知の同意をしていない場合は、拾得者に対し、返還した旨を連絡する。

## 5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 総務係は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合、拾得物及びその関係書類一式を実行委員会に引き継ぐ。
- (2) 実行委員会は、総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物について、拾得物の届出を受けた日から7日以内に拾得物提出書（様式第7号）を添えて、小林警察署に届け出る。
- (3) 実行委員会は、拾得物を小林警察署に届け出た後に、遺失者から遺失の申し出があった場合は、小林警察署に届け出た旨を申出者に説明し、遺失の申し出があった旨を小林警察署に伝える。

## 6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における遺失物及び拾得物についても、必要に応じてこの要項を準用する。

競技(種別) \_\_\_\_\_

会場 \_\_\_\_\_

### 拾得物届出一覧表

受 理		拾得者区分	拾 得		受理取扱者		取扱経過
番号	日時		日時	場 所	返還取扱者		
	月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 匿名 <input type="checkbox"/> 大会関係者	月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 競技会場 <input type="checkbox"/> 練習会場 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> ( )			<input type="checkbox"/> 返還済 月 日 <input type="checkbox"/> 実行委員会引継 月 日
	拾得物の種類 及び特徴等 (出来るだけ詳しく)		現 金				
	月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 匿名 <input type="checkbox"/> 大会関係者	月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 競技会場 <input type="checkbox"/> 練習会場 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> ( )			<input type="checkbox"/> 返還済 月 日 <input type="checkbox"/> 実行委員会引継 月 日
	拾得物の種類 及び特徴等 (出来るだけ詳しく)		現 金				
	月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 匿名 <input type="checkbox"/> 大会関係者	月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 競技会場 <input type="checkbox"/> 練習会場 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> ( )			<input type="checkbox"/> 返還済 月 日 <input type="checkbox"/> 実行委員会引継 月 日
	拾得物の種類 及び特徴等 (出来るだけ詳しく)		現 金				
	月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 匿名 <input type="checkbox"/> 大会関係者	月 日 時 分	<input type="checkbox"/> 競技会場 <input type="checkbox"/> 練習会場 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> ( )			<input type="checkbox"/> 返還済 月 日 <input type="checkbox"/> 実行委員会引継 月 日
	拾得物の種類 及び特徴等 (出来るだけ詳しく)		現 金				

※ 受理番号は連番とし、拾得時間が不明瞭な場合は〇〇分頃と記載すること。  
 本表は、閲覧用も兼ねていることから、個人を特定する情報は記載しないこと。

### 拾得者管理台帳

受 理		拾 得 者 情 報			
番号	日 時	届け出た方 <sup>※1</sup>		権利放棄 <sup>※2</sup>	氏名等告知 <sup>※3</sup>
	月 日 時 分	氏名 住所	連絡可能な電話番号	<input type="checkbox"/> 報 労 金 <input type="checkbox"/> 所 有 権 <input type="checkbox"/> 費 用 請 求 権	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
	月 日 時 分	氏名 住所	連絡可能な電話番号	<input type="checkbox"/> 報 労 金 <input type="checkbox"/> 所 有 権 <input type="checkbox"/> 費 用 請 求 権	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
	月 日 時 分	氏名 住所	連絡可能な電話番号	<input type="checkbox"/> 報 労 金 <input type="checkbox"/> 所 有 権 <input type="checkbox"/> 費 用 請 求 権	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
	月 日 時 分	氏名 住所	連絡可能な電話番号	<input type="checkbox"/> 報 労 金 <input type="checkbox"/> 所 有 権 <input type="checkbox"/> 費 用 請 求 権	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
	月 日 時 分	氏名 住所	連絡可能な電話番号	<input type="checkbox"/> 報 労 金 <input type="checkbox"/> 所 有 権 <input type="checkbox"/> 費 用 請 求 権	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
	月 日 時 分	氏名 住所	連絡可能な電話番号	<input type="checkbox"/> 報 労 金 <input type="checkbox"/> 所 有 権 <input type="checkbox"/> 費 用 請 求 権	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない

- ※1 拾得物届出一覧表の拾得者区分が「一般」の場合に記入する。(大会関係者は氏名・係名等記入)
- ※2 拾得物に関する権利(報労金、所有権、費用請求権)を**放棄する場合にチェック**を入れる。
- ※3 拾得者の氏名、住所及び電話番号を遺失者に**告知することの同意についてチェック**を入れる。  
なお、同意しない場合は、報労金に関する権利を希望できないことを拾得者に説明すること。



様式第4号

拾得物名札

受理番号 第 号	受理日時	年 月 日 午前・午後 時 分					
	拾得日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃					
	拾得者区分	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 匿名 <input type="checkbox"/> 大会関係者					
拾得場所	<input type="checkbox"/> 競技会場 ( ) <input type="checkbox"/> 練習会場 ( )						
	<input type="checkbox"/> 駐車場 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )						
	<input type="checkbox"/> トランポリン競技、バレーボール競技						
	<input type="checkbox"/> ウェイトリフティング競技 <input type="checkbox"/> ローイング競技、カヌー競技 <input type="checkbox"/> その他						
拾得物	現金	総額	金種内訳				
	円	1万円 枚	5千円 枚	2千円 枚	1千円 枚	500円 枚	
		100円 枚	50円 枚	10円 枚	5円 枚	1円 枚	
	物品	名称等	特徴等			数量	
受取取扱者							

遺失物受領書

上記の拾得（遺失）物を受領しました。		
年 月 日		
日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 小林市実行委員会 会長 様		
本人（代理人）		
住所 _____		
氏名 _____		
電話 _____ ( ) _____		
返還時の 本人確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード※ ※カードの記載情報での目視確認のみ行い、番号の確認は不要 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
《注：本人確認は、必ず2名以上の競技会係員で行うこと。》		
備考	返還取扱者	(自署)

※ 太枠内は、必ず自署（拾得者本人が記入）してください。

### 遺失物届出一覧表

届出		遺失				届出取扱者	取扱経過
番号	日時	日時	場所		返還取扱者		
	月 日 時 分	月 日 時 分				<input type="checkbox"/> 返還済 月 日 <input type="checkbox"/> 実行委員会引継 月 日	
遺失者		(住所) (氏名)				(電話)	
遺失物の種類 及び特徴等 (出来るだけ詳しく)		現金	物品		特徴等	※総額、金種等を記入 ※名称、色等を記入 ※その他の特徴を記入	
	月 日 時 分	月 日 時 分				<input type="checkbox"/> 返還済 月 日 <input type="checkbox"/> 実行委員会引継 月 日	
遺失者		(住所) (氏名)				(電話)	
遺失物の種類 及び特徴等 (出来るだけ詳しく)		現金	物品		特徴等	※総額、金種等を記入 ※名称、色等を記入 ※その他の特徴を記入	
	月 日 時 分	月 日 時 分				<input type="checkbox"/> 返還済 月 日 <input type="checkbox"/> 実行委員会引継 月 日	
遺失者		(住所) (氏名)				(電話)	
遺失物の種類 及び特徴等 (出来るだけ詳しく)		現金	物品		特徴等	※総額、金種等を記入 ※名称、色等を記入 ※その他の特徴を記入	

※届出番号は連番とし、遺失時間が不明瞭な場合は、〇〇分頃と記載すること。

## 委任状

【代理人（代わりに受け取る方）】

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

委任者との関係 \_\_\_\_\_

私(委任者)は、上記の者を代理人と定め、日本のひなた宮崎国スポ等における遺失物の受取に係る一切の権限を委任します。

年 月 日

【委任者（頼む方）】

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

注：本委任状は、すべて委任者（頼む方）が自署してください。

## 拾 得 物 提 出 書

遺失物法第 4 条第 1 項又は第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり物件を提出します。

なお、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会は、本件に係る一切の権利を放棄します。

年            月            日

宮崎県小林警察署長 殿

住所 小林市細野 38 番地 1

代表者名 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ  
小林市実行委員会 会長

担当者氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 0984-27-3325

※受理番号
-------

番号	物件の種類及び特徴等		拾 得 者 の 氏名・住所等	権利及び 告知同意	拾得及び交付 の日時・場所
	現金 (内訳)	物 品			
	総額 円 (内訳：金種×枚数)		氏名  住所  電話	<input type="checkbox"/> 全権利主張 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切の権利 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	拾得日時 年 月 日 時 分頃 拾得場所 ----- 交付日時 年 月 日 時 分頃 交付場所
	総額 円 (内訳：金種×枚数)		氏名  住所  電話	<input type="checkbox"/> 全権利主張 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切の権利 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	拾得日時 年 月 日 時 分頃 拾得場所 ----- 拾得日時 年 月 日 時 分頃 拾得場所
	総額 円 (内訳：金種×枚数)		氏名  住所  電話	<input type="checkbox"/> 全権利主張 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切の権利 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	拾得日時 年 月 日 時 分頃 拾得場所 ----- 拾得日時 年 月 日 時 分頃 拾得場所
備考					

- 注 1 ※の欄には、記載しないこと。
- 2 □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。
- 3 拾得から 24 時間以内に交付せず失権となった場合や氏名等告知同意の確認が不明の場合などはいずれの□にもレ印は付さず、その旨を備考欄に記載すること。

## 日本のひなた宮崎国スポ小林市保険加入要項

### 1 趣旨

この要項は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ（以下「大会」という。）において、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が加入する保険について、必要な事項を定める。

### 2 契約

実行委員会は、保険の内容に応じて、損害保険会社等と保険契約を締結する。

### 3 保険内容

実行委員会は、次に掲げる事故について、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入する。

#### (1) 損害賠償責任事故

大会期間中（会場設営・撤去、公式練習日を含む。）に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

##### ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有し、管理運営するものの不備、又は大会運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

##### イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等での医師又は看護師等の医療行為及び看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

##### ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

##### エ 受託物賠償事故

実行委員会が借り受けた第三者の財物を破損、汚損又は紛失させたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

##### オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の事故に起因して、第三者に損害を与え、法律

# 報告第7号

令和8年2月開催 実行委員会第3回総務企画専門委員会 承認

上の損害賠償責任を負う事故をいう。

## (2) 傷害事故

保険対象者が、大会の開催準備業務若しくは開催業務に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然の事故により、生命、身体に生じた事故をいう。また、一般観覧者においては、実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶然の事故により、生命、身体に生じた事故をいう。

## 4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については保険の対象としない。

### (1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

### (2) 傷害事故

- ア 保険対象者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めるもの

## 5 事故報告

- (1) 大会期間中等に事故が発生した場合、競技会係員は速やかに事故報告書（様式第1号）を作成し、実行委員会に提出しなければならない。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を損害保険会社等に連絡し、所定の手続きを行う。

## 6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、当該保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通約款、特別約款及び特別条項の定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における保険加入の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

# 事 故 報 告 書

年 月 日

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会  
 会長 様

報告者 所属： \_\_\_\_\_  
 氏名： \_\_\_\_\_

事故発生日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

**【物損事故の場合】**

被害物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	有 ・ 無 【撮影者氏名】
所有者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

**【傷害事故の場合】**

負傷者	参加区分 <small>(該当を○で囲む)</small>	大会役員 ・ 競技会役員 ・ 競技役員 ・ 競技補助員 ・ 競技会補助員 (ボランティア) ・ 医師 ・ 看護師 ・ 一般観覧者 ・ その他 ( )
	住 所	
	氏 名	(年齢： 歳、性別：男・女)
	電話番号	
	親権者氏名	<small>※18歳未満の子が負傷した場合のみ記入</small>
医療機関	名 称	
	電話番号	
	担当医師	
傷害内容	傷 病 名	
	症状・程度等	

## 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 小林市案内所・休憩所設置運営要項

### 1 目的

この要項は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市歓迎装飾・接伴実施要項」に基づき、小林市で開催される「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿舎、交通、観光、物産等の案内を行う案内所及び憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置並びに運営に関して必要な事項を定める。

### 2 設置場所

案内所及び休憩所は、原則として各競技会場に設置する。

### 3 設置期間

案内所及び休憩所の設置期間は、原則として各競技会の開始日から終了日までとする。

### 4 開設時間

案内所及び休憩所の開設時間は、原則として、開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。

### 5 業務内容

#### (1) 案内所

- ア 大会参加者等の受付案内および資料等の配布に関すること
- イ 競技の案内に関すること
- ウ 交通、宿泊及び観光、物産等の案内に関すること
- エ 案内資料等の配布に関すること
- オ 迷子、遺失物、拾得物の取扱に関すること
- カ その他各種案内に関すること

#### (2) 休憩所

- ア 必要に応じて行う、大会参加者等への飲食物の提供に関すること
- イ その他、休憩所運営に関すること

## 6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置・運営について必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所の設置・運営についても、必要に応じて、この要項を準用する。
- (3) 日本のひなた宮崎障スポにおける案内所及び休憩所の設置・運営については県と協議の上決定し、実施する場合はこの要項を準用する。

## 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 小林市歓迎装飾・接伴実施要項

### 1 趣旨

この要項は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市広報基本計画」及び「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市市民運動基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）を歓迎し、高揚感を感じられる装飾、大会参加者等に「また小林にきたい」と思っていただけのおもてなしの提供について、必要な事項を定める。

### 2 実施内容

#### (1) 歓迎装飾

##### ア 装飾場所

競技会場、主要駅その他必要と認められる場所に設置する。

##### イ 装飾内容

のぼり旗、看板、横断幕、プランター等を設置する。設置の際は景観等に配慮し、効果的な装飾になるように努める。

##### ウ 装飾期間

施設管理者等と協議の上、装飾ごとに適切な期間を定める。

##### エ 装飾の撤去

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会が必要と認めるものを除き、両大会終了後、速やかに行う。

#### (2) 接伴（おもてなし）

ア 競技会場内において、大会参加者等に雄大な霧島連山や清らかな湧水などに恵まれた自然環境、日本一の宮崎牛をはじめとする農畜産物、人情味あふれる人々、地域性に富んだ多様な文化など本市の魅力を発信するコーナーを設置する。

イ 接遇意識を高めるため、競技会係員やボランティア等に対し、必要な研修を行う。

### 3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、歓迎装飾・接伴の実施に関して必要な事項は、別に定める。

# 報告第7号

令和7年9月2日開催 実行委員会第1回魅力発信・おもてなし専門委員会 承認

- (2) 競技別リハーサル大会における歓迎装飾・接伴の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

## 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 小林市売店設置運営要項

### 1 趣旨

この要項は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市観光・接伴基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の利便性向上を図るとともに本市の特産品等の紹介及び販売を促進するための売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

### 2 設置場所

売店の設置場所は、各競技会場とする。ただし、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は必要に応じてこれを変更できるものとする。

### 3 設置期間

売店の設置期間は、各競技の開催期間中とする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

### 4 開設時間

売店の開設時間は、開会行事または競技開始1時間前から競技終了または閉会行事終了後30分までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

### 5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は実行委員会が決定し、出店規模は原則として1店舗あたり1ブース約20㎡（2間×3間のテント相当）とする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

### 6 販売品目

売店における販売品目は次に掲げるものとする。

令和7年9月2日開催 実行委員会第1回魅力発信・おもてなし専門委員会 承認

- (1) スポーツ用品
- (2) 国スポ関連グッズ  
国民スポーツ大会標章又は日本のひなた宮崎国スポ・障スポマスコットキャラクター「みやざき犬」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。
- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めるものは販売品目とすることができる。）
- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が必要と認めたもの

## 7 出店者条件

売店の出店者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次の条件のいずれかに該当する者
  - ア 申請書の提出時において、小林市内で1年以上店舗を有して営業を継続している者
  - イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認める者。
  - ウ 第76回国民体育大会（以下「国体」という。）以降の国体・国民スポーツ大会及びその競技別リハーサル大会に出店実績がある者
  - エ その他実行委員会が認めるもの
- (2) 次の条件をいずれも満たす者
  - ア 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること
  - イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること
  - ウ 当該出店業務に関する法令等に違反し、申請書の提出時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと
  - エ 飲食物販売の出店者については、申請書の提出時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと
  - オ 申請書の提出時点において、市町村税の滞納がないこと

令和7年9月2日開催 実行委員会第1回魅力発信・おもてなし専門委員会 承認

カ 小林市暴力団排除条例第2条第2号又は3号に規定する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、従業員等として暴力団員等を使用又は雇用していないこと

## 8 経費の負担

- (1) 売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店設置会場の管理等に要する経費の一部として、実行委員会が別に定める出店料を負担するものとする。
- (3) 前号の規定に関わらず、次のいずれかに該当するものについては、出店料を免除することができる。
  - ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
  - イ その他実行委員会が必要と認めたもの
- (4) 前号の規定に基づき、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対して、売店出店料免除決定通知書（様式第8号）を交付する。
- (5) 出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は、出店者の負担とする。
- (6) 既納の出店料は、還付しない。ただし、実行委員会が必要と認めるときは、この限りではない。

## 9 運営設備等

売店出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機等）については、出店者が準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者は、必要に応じて西諸広域行政事務組合消防本部に届出をするとともに、ブース内に消火器を設置しなければならないものとする。

- (1) テント（2間×3間）1張以内
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内

## 10 出店申請

令和7年9月2日開催 実行委員会第1回魅力発信・おもてなし専門委員会 承認

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに売店出店申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) その他実行委員会が必要と認める書類

## 11 出店者の選定

実行委員会は、本要項に基づき、適当であると認める者を出店者として選定する。ただし、当該申請をする者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は優先して選定することができることとし、申請が定数を超える場合は、抽選により選定する。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他実行委員会が適当と認める者

## 12 売店出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を交付する。また、出店料の納付を確認後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

## 13 保健所への手続き

飲食物に関する営業許可を必要とする出店者は、保健所に必要な届出を行い、許可を証明する書類又は受付印が押された許可申請書等の写しを実行委員会に提出しなければならない。

## 14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項について監督するものとする。

## 15 売店責任者

令和7年9月2日開催 実行委員会第1回魅力発信・おもてなし専門委員会 承認

- (1) 出店者は、従事者の中から売店責任者を定め、売店開設期間中は常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 飲食物を取扱う売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分に配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

## 16 禁止事項

出店者及び従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸、又は管理運営を委託すること。
- (2) 商品等を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 許可された品目以外の商品等を販売すること。
- (5) アルコール飲料（実行委員会が郷土物産品と認めるものを除く。）及び危険物を販売すること。
- (6) 商品等の無償提供（試飲及び試食を含む）をすること。
- (7) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (8) 実行委員会の許可を受けていない火気器具及び燃料等の危険物を使用すること。
- (9) その他大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

## 17 遵守事項

出店者及び従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に提示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは提示しないこと。

令和7年9月2日開催 実行委員会第1回魅力発信・おもてなし専門委員会 承認

- (5) 販売品等の搬入又は搬出に使用する車両には、実行委員会が交付する通行許可証等を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は1売店につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服装は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が交付するADカードを着用すること。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心を持ち、親切で丁寧な対応を心がけること。
- (9) 飲食物を販売する売店は、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (10) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (11) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (12) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

## 18 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任で行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わない。

## 19 事故等発生時の対応

売店責任者は、売店において事件又は事故が発生したときは、初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

## 20 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。

令和7年9月2日開催 実行委員会第1回魅力発信・おもてなし専門委員会 承認

- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

## 21 原状回復

出店者は設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

## 22 損害賠償

出店者及び従事者は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に参加しておくこと。

## 23 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等の実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

## 24 個人情報の取扱い

売店出店者等の個人情報については、小林市個人情報保護法施行条例をはじめ関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。

## 25 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会  
会長 様

申請者住所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

## 売店出店申請書

日本のひなた宮崎国スポ・障スポにおいて、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会  
が運営する競技会場内に売店を出店したいので、小林市売店設置運営要項 10 の規定に基づき申請  
します。

### 記

- 1 出店希望競技 \_\_\_\_\_
- 2 出店希望会場 \_\_\_\_\_
- 3 出店希望形態 テント ( 張 ) ・その他 ( )

### 4 提出書類

- (1) 売店出店申請書 (様式第 1 号)
- (2) 売店出店概要書 (様式第 2 号)
- (3) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書 (様式第 3 号)
- (4) 誓約書兼承諾書 (様式第 4 号)
- (5) 主たる事業所のある自治体の市町村税の完納証明書 (発行日より 3 か月以内のもの。写し可)
- (6) 売店従事者の本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード等、公的機関が発行した写真付  
きで本人確認ができるものの写し)
- (7) 営業許可証の写し (飲食物を販売する場合に限る)
- (8) その他実行委員会が必要と認める書類

### 5 その他

売店出店申請書は、出店を希望する会場ごとに 1 通ずつ提出してください。

売店出店概要書

ふりがな 商号又は名称			
出店希望競技		出店希望会場	

ふりがな 代表者役職名・氏名				
所在地	〒			
出店担当者	【氏名】	【電話】	【FAX】	
当日緊急連絡先 (荒天時等に使用)	【氏名】	【E-mail】		
業 種				
主要取扱品目				
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人	
営業に関して取得した 許可等の種類	種 類	番 号	取得年月日	
			年 月 日	
過去1年間法令違反等 処分歴の有無	有・無	過去3年間食中毒発生 事故歴の有無	有・無	
国体等出店実績				
販売品目 (該当品目を○で囲んでください)	スポーツ用品 ・ 国体関連グッズ ・ 郷土物産品 飲食物 ・ 宅配便 ・ その他			
販売品目価格等一覧				
No.	商 品 名	予定数量	販売価格	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※欄の不足する場合は、別紙に追加してください。

※備考欄には、製造責任者、承認番号、商品内容等について記入してください。

売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書

商号又は名称			
住所			
出店希望競技		出店希望会場	

1 売店従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

※従事する可能性がある者全員の氏名を記入してください。

2 搬入車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有・無	
		有・無	
		有・無	

※車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」等と記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※駐車車両は1台で、会場によっては駐車場が遠方になる場合や駐車場を準備できない場合があります。

3 持込備品一覧表（日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会が設営する備品以外のもの）

備品名	規格・消費電力・燃料等	持込目的

※電源、火気の使用に伴う備品を記入してください。（発電機、プロパンガス、ホットプレート等）

※消防署への届出や電源の準備に関わるため、使用する予定があるものは必ず記入してください。記入がない場合、火気や電気の使用はできません。

令和 年 月 日

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会  
会長 様

申請者住所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_

### 誓約書兼承諾書

日本のひなた宮崎国スポ・障スポの売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会が本承諾書により関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請にあたり、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市売店設置運営要項 7（2）カに定める暴力団員ではありません。
- 3 従事者として、暴力団員等を使用、または雇用していません。  
また、臨時的な販売員として、暴力団員等を雇用しません。
- 4 出店品目の販売において、法令等に違反して過去 1 年間処分を受けていません。  
また、飲食物を販売する場合、過去 3 年間食中毒等における行政処分を受けていません。

様

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会  
会長

## 売店許可決定通知書

日本のひなた宮崎国スポ・障スポにおいて、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり決定しました。

記

- 1 出店会場 \_\_\_\_\_ (競技名: \_\_\_\_\_)
- 2 出店形態 \_\_\_\_\_ テント ( 張 ) ・その他 ( \_\_\_\_\_ )
- 3 出店許可日 令和 年 月 日 ( )
- 4 出店料 \_\_\_\_\_ 円 ※納付期限: 令和 年 月 日
- 5 指定振込口座

様

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会  
会長

## 売店出店許可証

日本のひなた宮崎国スポ・障スポにおいて、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会  
が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

商号又は名称	
代表者役職名・氏名	
出店許可競技	
出店許可会場	
出店許可期間	令和 年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )
出店許可品目	
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市売店設置運営要項及び関係法令等を遵守すること。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会  
会長 様

申請者住所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_

### 売店出店料免除申請書

日本のひなた宮崎国スポ・障スポにおいて、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会  
が運営する競技会場内の売店出店料について、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市売店設置運  
営要項 8 (3) の規定に基づき免除申請します。

#### 記

1 出店希望会場 \_\_\_\_\_ (競技名 : \_\_\_\_\_)

2 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入)

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平 成 24 年法律第 50 号) に規定する障害者就労施設等
	その他 ( _____ )

様

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会  
会長

### 売店出店料免除決定通知書

日本のひなた宮崎国スポ・障スポにおいて、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会  
が運営する競技会場内の売店出店料について、下記のとおり免除します。

記

- 1 免除対象会場 \_\_\_\_\_ (競技名: \_\_\_\_\_)
- 2 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入)

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に規定する障害者就労施設等
	その他（ _____ ）

# 報告第7号

令和7年12月12日開催 実行委員会第2回魅力発信・おもてなし専門委員会 承認  
日本のひなた宮崎国スポ・障スポ×健幸のまちこぼやし  
PR原画デザイン募集2次審査について

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ×健幸のまちこぼやしPR原画デザインを令和7年7月1日（火）から11月30日（金）まで募集し、一般の部、こどもの部の2部門で271点の応募がありました。下記のとおり、12月12日（金）に開催した、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会第2回魅力発信・おもてなし専門委員会の2次審査で一般の部、こどもの部2部門の最優秀賞1点、優秀賞2点をそれぞれ決定しましたので報告いたします。

## 記

### ■募集期間

令和7年7月1日（火）から令和7年11月30日（金）

### ■応募作品数

- ・一般の部 3点
- ・こどもの部 268点

### ■審査について

#### 【1次審査】事務局による選考

- ・一般の部 3/3点
- ・こどもの部 16/268点

#### 【2次審査】第2回魅力発信・おもてなし専門委員会での審議

- ・一般の部 3/3点
- ・こどもの部 3/16点

### ■受賞者

一般の部	最優秀賞	小林中学校	3年	田中 瑛響
	優秀賞	宮崎日本大学高等学校	3年	有木 舞彩
	優秀賞	小林高等学校	1年	久保田 愛生
こどもの部	最優秀賞	東方中学校	3年	内木場 暖
	優秀賞	三松小学校	6年	佐藤 琉世
	優秀賞	野尻中学校	1年	山下 希苺

# — 最優秀賞作品原画 —



こどもの部

最優秀賞

東方中学校 3年

内木場 暖さん  
の作品

一般の部

最優秀賞

小林中学校 3年

田中 瑛響さん  
の作品

## 日本のひなた宮崎国スポ小林市売店設置運営要項

### 1 趣旨

この要項は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市観光・接伴基本計画」に基づき、第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「国スポ」という。）において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の利便性向上を図るとともに本市の特産品等の紹介及び販売を促進するための売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

### 2 設置場所

売店の設置場所は、各競技会場とする。ただし、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は必要に応じてこれを変更できるものとする。

### 3 設置期間

売店の設置期間は、各競技の開催期間中とする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

### 4 開設時間

売店の開設時間は、開会行事または競技開始1時間前から競技終了または閉会行事終了後30分までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

### 5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は実行委員会が決定し、出店規模は原則として1店舗あたり1ブース約20㎡（2間×3間のテント相当）とする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

### 6 販売品目

売店における販売品目は次に掲げるものとする。

令和7年12月12日開催 実行委員会第2回魅力発信・おもてなし専門委員会 承認

- (1) スポーツ用品
- (2) 国スポ関連グッズ  
国民スポーツ大会標章又は日本のひなた宮崎国スポ・障スポマスコットキャラクター「みやざき犬」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。
- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めるものは販売品目とすることができる。）
- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が必要と認めたもの

## 7 出店者条件

売店の出店者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次の条件のいずれかに該当する者
  - ア 申請書の提出時において、小林市内で1年以上店舗を有して営業を継続している者
  - イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認める者。
  - ウ 第76回国民体育大会（以下「国体」という。）以降の国体・国民スポーツ大会およびその競技別リハーサル大会に出店実績がある者
  - エ その他実行委員会が認めるもの
- (2) 次の条件をいずれも満たす者
  - ア 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること
  - イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること
  - ウ 当該出店業務に関する法令等に違反し、申請書の提出時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと
  - エ 飲食物販売の出店者については、申請書の提出時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと
  - オ 申請書の提出時点において、市町村税の滞納がないこと
  - カ 小林市暴力団排除条例第2条第2号または3号に規定する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、従業員等として暴力団員等を使用又は雇用していないこと

令和7年12月12日開催 実行委員会第2回魅力発信・おもてなし専門委員会 承認

## 8 経費の負担

売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。

## 9 運営設備等

売店出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機等）については、出店者が準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者は、必要に応じて西諸広域行政事務組合消防本部に届出をするとともに、ブース内に消火器を設置しなければならないものとする。

- (1) テント（2間×3間）1張以内
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内

## 10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに売店出店申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) その他実行委員会が必要と認める書類

## 11 出店者の選定

実行委員会は、本要項に基づき、適当であると認める者を出店者として選定する。ただし、当該申請をする者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は優先して選定することができることとし、申請が定数を超える場合は、抽選により選定する。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他実行委員会が適当と認める者

## 12 売店出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を交付する。また、出店料の納付を確認後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

令和7年12月12日開催 実行委員会第2回魅力発信・おもてなし専門委員会 承認

## 13 保健所への手続き

飲食物に関する営業許可を必要とする出店者は、保健所に必要な届出を行い、許可を証明する書類又は受付印が押された許可申請書等の写しを実行委員会に提出しなければならない。

## 14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項について監督するものとする。

## 15 売店責任者

- (1) 出店者は、従事者の中から売店責任者を定め、売店開設期間中は常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 飲食物を取扱う売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分に配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

## 16 禁止事項

出店者及び従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸、又は管理運営を委託すること。
- (2) 商品等を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 許可された品目以外の商品等を販売すること。
- (5) アルコール飲料（実行委員会が郷土物産品と認めるものを除く。）及び危険物を販売すること。
- (6) 商品等の無償提供（試飲及び試食を含む）をすること。
- (7) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (8) 実行委員会の許可を受けていない火気器具及び燃料等の危険物を使用すること。

令和7年12月12日開催 実行委員会第2回魅力発信・おもてなし専門委員会 承認

- (9) その他大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

## 17 遵守事項

出店者及び従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に提示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは提示しないこと。
- (5) 販売品等の搬入又は搬出に使用する車両には、実行委員会が交付する通行許可証等を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は1売店につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服装は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が交付するIDカードを着用すること。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心を持ち、親切で丁寧な対応を心がけること。
- (9) 飲食物を販売する売店は、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (10) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (11) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (12) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

## 18 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任で行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わない。

## 19 事故等発生時の対応

売店責任者は、売店において事件又は事故が発生したときは、初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不

令和7年12月12日開催 実行委員会第2回魅力発信・おもてなし専門委員会 承認

審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

## 20 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

## 21 原状回復

出店者は設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

## 22 損害賠償

出店者及び従事者は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に加入しておくこと。

## 23 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等の実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

## 24 個人情報取扱い

売店出店者等の個人情報については、小林市個人情報保護法施行条例をはじめ関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。

25 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店設置運営については、この要項に準じて実施し、各競技会の規模等に応じて運用する。

令和7年12月12日開催 実行委員会第2回魅力発信・おもてなし専門委員会 承認

## 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市売店募集要領

### 1 趣旨

この要領は、小林市で開催する第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「国スポ」という。）の売店の募集にあたり、「日本のひなた宮崎国スポ小林市売店設置運営要項」（以下「要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### 2 設置場所及び設置期間

売店の設置場所及び設置期間は次のとおりとする。ただし、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は必要に応じてこれを変更できるものとする。

#### 【日本のひなた宮崎国スポ小林市開催競技】

競技名	設置場所（競技会場）	設置期間
体操 （トランポリン）	（仮称）健幸のまちづくり拠点施設	令和9年 9月9日（木） 1日間
ローイング	（仮称）小野湖特設ローイング競技場	令和9年 9月11日（土）～14日（火） 4日間
バレーボール （少年女子）	（仮称）健幸のまちづくり拠点施設	令和9年 9月27日（月）～30日（木） 4日間
ウェイトリフティング	小林市文化会館	令和9年 10月1日（金）～5日（火） 5日間
カヌー（スプリント）	（仮称）小野湖特設カヌー競技場	令和9年 10月2日（土）～5日（火） 4日間
ソフトバレーボール	（仮称）健幸のまちづくり拠点施設	令和9年 7月18日（日） 1日間

### 3 開設時間

売店の開設時間は、開会行事または競技開始1時間前から競技終了または閉会行事終了後30分までとする。ただし、実行委員会が必要に応じてこれを変更できるものとする。

令和7年12月12日開催 実行委員会第2回魅力発信・おもてなし専門委員会 承認

## 4 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は実行委員会が決定し、出店規模は原則として1店舗あたり1ブース約20㎡（2間×3間テント）とする。ただし、実行委員会は出店状況を勘案し、必要に応じて0.5ブース単位で出店規模を変更することができるものとする。また、ケータリングカーについては、1台あたり1ブースとして取り扱う。

## 5 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

### (1) スポーツ用品

### (2) 国スポ関連グッズ

国民スポーツ大会標章又は日本のひなた宮崎国スポ・障スポマスコットキャラクター「みやざき犬」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。

### (3) 郷土物産品

### (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めるものは販売品目とすることができる。）

### (5) 宅配便

### (6) その他実行委員会が必要と認めたもの

## 6 出店料

出店料は、無料とする。

## 7 運営設備

売店出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備するものとする（ケータリングカーによる出店を除く。）。なお、その他必要な設備等（発電機等）については、出店者が準備するものとする。

ア テント（2間×3間）1張以内

イ 長机6台以内

ウ 椅子4脚以内

※0.5ブースで出店する場合は、長机、椅子はそれぞれ半数を準備する。

## 8 募集期間

令和7年12月12日開催 実行委員会第2回魅力発信・おもてなし専門委員会 承認

令和9年4月1日（木）から4月30日（金）まで（必着）

受付時間：8時30分から17時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

## 9 申請方法

「第81回国民スポーツ大会小林市売店設置運営要項」に定めるとおり

## 10 出店者の選定

実行委員会は、要項及び本要領に基づき、適当であると認める者を出店者として選定する。ただし、当該申請をする者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は優先して選定することができることとし、申請が定数を超える場合は、抽選により選定する。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他実行委員会が適当と認める者

## 11 その他

- (1) 出店にあたっては、要項・本要領及び関係法令等を遵守すること。
- (2) 競技会場では、斡旋弁当を利用する大会関係者がいるほか、おもてなしコーナーにおいて無料ドリンクサービスや無料ふるまいを実施する場合がある。

## 12 提出及び問い合わせ先

〒886-0004 宮崎県小林市細野38番地1

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会事務局

電話：0984-27-3325 ファックス：0984-27-3526

メールアドレス：k\_kokuspo@city.kobayashi.lg.jp

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ  
小林市実行委員会会長 殿

申請者住所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

## 売店出店申請書

日本のひなた宮崎国スポにおいて、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、第 81 回国民スポーツ大会小林市売店設置運営要項 10 の規定に基づき申請します。

### 記

- 1 出店希望競技 \_\_\_\_\_
- 2 出店希望会場 \_\_\_\_\_
- 3 出店希望形態 テント ( 張 ) ・その他 ( \_\_\_\_\_ )

### 4 提出書類

- (1) 売店出店申請書 (様式第 1 号)
- (2) 売店出店概要書 (様式第 2 号)
- (3) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書 (様式第 3 号)
- (4) 誓約書兼承諾書 (様式第 4 号)
- (5) 主たる事業所のある自治体の市町村税の完納証明書 (発行日より 3 か月以内のもの。写し可)
- (6) 売店従事者の本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード等、公的機関が発行した写真付きで本人確認ができるものの写し)
- (7) 営業許可証の写し (飲食物を販売する場合に限る)
- (8) その他実行委員会が必要と認める書類

### 5 その他

売店出店申請書は、出店を希望する会場ごとに 1 通ずつ提出してください。

売店出店概要書

ふりがな 商号又は名称			
出店希望競技		出店希望会場	

ふりがな 代表者役職名・氏名				
所在地	〒			
出店担当者	【氏名】	【電話】	【FAX】	
当日緊急連絡先 (荒天時等に使用)	【氏名】	【E-mail】		
業 種				
主要取扱品目				
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人	
営業に関して取得した 許可等の種類	種 類	番 号	取得年月日	
			年 月 日	
過去1年間法令違反等 処分歴の有無	有・無	過去3年間食中毒発生 事故歴の有無	有・無	
国体等出店実績				
販売品目 (該当品目を○で囲んでください)	スポーツ用品 ・ 国体関連グッズ ・ 郷土物産品 飲食物 ・ 宅配便 ・ その他			
販売品目価格等一覧				
No.	商 品 名	予定数量	販売価格	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※欄の不足する場合は、別紙に追加してください。

※備考欄には、製造責任者、承認番号、商品内容等について記入してください。

売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書

商号又は名称			
住所			
出店希望競技		出店希望会場	

1 売店従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

※従事する可能性がある者全員の氏名を記入してください。

2 搬入車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有・無	
		有・無	
		有・無	

※車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」等と記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※駐車車両は1台で、会場によっては駐車場が遠方になる場合や駐車場を準備できない場合があります。

3 持込備品一覧表（日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会が設営する備品以外のもの）

備品名	規格・消費電力・燃料等	持込目的

※電源、火気の使用に伴う備品を記入してください。（発電機、プロパンガス、ホットプレート等）

※消防署への届出や電源の準備に関わるため、使用する予定があるものは必ず記入してください。記入がない場合、火気や電気の使用はできません。

令和 年 月 日

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ  
小林市実行委員会会長 殿

申請者住所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_

### 誓約書兼承諾書

日本のひなた宮崎国スポの売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。  
また、誓約内容の確認のため、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会が本承諾書により関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請にあたり、日本のひなた宮崎国スポ小林市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 日本のひなた宮崎国スポ小林市売店設置運営要項7（2）カに定める暴力団員ではありません。
- 3 従事者として、暴力団員等を使用又は雇用していません。  
また、臨時的な販売員として、暴力団員等を雇用しません。
- 4 出店品目の販売において、法令等に違反して過去1年間処分を受けていません。  
また、飲食物を販売する場合、過去3年間食中毒等における行政処分を受けていません。

様

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会  
会長

## 売店許可決定通知書

日本のひなた宮崎国スポにおいて、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり決定しました。

記

- 1 出店会場 \_\_\_\_\_ (競技名: \_\_\_\_\_)
- 2 出店形態 \_\_\_\_\_ テント ( 張) ・その他 ( \_\_\_\_\_ )
- 3 出店許可日 令和 年 月 日 ( )

様

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ  
小林市実行委員会会長

## 売店出店許可証

日本のひなた宮崎国スポにおいて、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

商号又は名称	
代表者役職名・氏名	
出店許可競技	
出店許可会場	
出店許可期間	令和 年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )
出店許可品目	
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、日本のひなた宮崎国スポ小林市売店設置運営要項及び関係法令等を遵守すること。

日本のひなた宮崎国スポ小林市競技別リハーサル大会実施要項

1. 目的

この要項は、日本のひなた宮崎国スポ(以下「国スポ」という。)の開催に備え、本市で開催する競技別リハーサル大会(以下「大会」という。)について、「第81回国民スポーツ大会小林市リハーサル大会開催基本計画」に基づき、国スポにおける競技会運営能力の向上を図るとともに、市民の国スポに対する参加意識の向上及びおもてなしの心で迎える機運の醸成を図ることを目的とする。

2. 大会実施競技

大会は、宮崎県及び競技団体との協議により、以下のとおり選定した。

競技名	大会名
体操 (トランポリン)	宮崎オープン 2026 トランポリン競技選手権大会
バレーボール (少年女子)	第37回全九州選抜高等学校バレーボール大会
ウエイト リフティング	内閣総理大臣杯第63回全日本ウエイトリフティング選手権大会 レディースカップ第18回全日本女子選抜ウエイトリフティング選手権大会
ローイング	未定
カヌー (スプリント)	未定

3. 大会運営

大会の運営は、原則として国スポに準じて実施するものとし、目的や実情に応じて、必要最小限の経費で創意工夫を凝らした質の高い効率的な運営に努める。

4. 基本事項

(1) 実施本部の設置

大会運営に万全を期するため、大会実施本部を設置する。

(2) 競技運営

ア. 競技運営

競技運営の主管は競技団体とし、大会実施本部は競技団体との緊密な連携のもと、業務分担を明確にすることで、合理的かつ効率的な運営に努める。

イ. 競技記録の収集及び速報

競技団体との緊密な連携のもと、迅速かつ正確な競技記録の収集及び速報に努める。

(3) 施設

大会で使用する施設は、原則として国スポで使用する施設を充てることとし、できる限り国スポの規模や趣旨に応じた会場設営を行う。また、大会運営に必要な仮設施設等は、競技団体、施設の管理者等と協議の上、整備する。

(4) 競技物品

大会に必要な物品は、原則として既存物品を活用することとし、不足する場合は、借用での対応を基本とする。なお、新たに物品を購入する場合は、国スポにおける使用を考慮し、必要最小限の数量に留める。開・閉会式及び表彰式は、競技団体と協議の上、競技運営に支障のないよう簡素で効率的な運営に努める。

(6) 広報・市民運動

ア. 広報

国スポ開催に対する市民の理解及び関心を深めるため、各種イベントとの連携等により、広報活動に努める。

イ. 市民運動

市民総参加による国スポ開催への機運を醸成するため、各種市民協働の取組を展開するよう努める。

(7) 歓迎・おもてなし

ア. 歓迎

大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者(以下「大会参加者等」という。)を温かく迎えるため、必要に応じて競技会場及びその周辺に歓迎装飾を行う。

イ. おもてなし

競技会場又はその周辺に、案内所、休憩所、売店等を設置し、関係機関等の協力を得て、競技、宿泊、交通、観光、物産等の情報発信及び提供に努める。

(8) 宿泊・医事衛生

ア. 宿泊

選手・監督等が開催期間中、それぞれの分野において活躍できるよう、必要に応じて、関係機関等の協力を得て、快適な宿泊環境の確保に努める。

イ. 医事・衛生

大会参加者等の傷病に速やかに対処するため、関係機関等との連携のもと、医療救護体制を整える。また、競技会場及びその周辺は、清潔で快適な環境整

備に努める。

(9) 輸送・交通

大会参加者等の輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用することとする。なお、会場周辺の公共交通機関の状況等を踏まえ、必要に応じて計画輸送等を実施し、安全かつ円滑な輸送に努める。

(10) 警備・消防防災

ア. 警備

競技会場及びその周辺における雑踏事故及びその他の事故を未然に防止するため、関係機関等の協力を得て、警備体制を整える。

イ. 消防防災

競技会場、大会関係施設等における火災及びその他の災害発生時に緊急対策を講じるため、関係機関等の協力を得て、消防防災体制を整える。

5. その他

この要項の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ  
小林市式典実施要項

1. 目的

この要項は、第81回国民スポーツ大会における小林市開催競技会の式典実施について、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市開催推進総合計画」及び「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市式典基本計画」に基づき、必要な事項を定めるものとする。

2. 方針

式典は、競技会への参加意欲を高めるとともに、選手の健闘を心から称え、多くの方が喜びと感動を分かち合えるものとし、創意工夫を凝らした温かみのあるものとする。内容については、選手のコンディション及び競技運営に配慮した上で、競技団体、関係機関等と協力し、簡素化に努める。

3. 式典運営

- (1) 式典運営は、日本のひなた国スポ・障スポ小林市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が関係競技団体と協議の上、行うものとする。
- (2) 式典協力員は、市内の学校、関係団体等の協力を得て編成する。

4. 式典内容

開始式及び表彰式の内容は、次のとおりとする。ただし、内容及び所要時間については、選手のコンディション等を配慮し、適宜、変更できるものとする。

開始式	表彰式
開式通告	開式通告
競技会開始宣言	成績発表
国旗掲揚(儀礼)	表彰状授与
大会旗・実施競技団体旗・県旗・市旗掲揚(儀礼)	大会会長トロフィー授与
大会会長トロフィー返還	閉会のあいさつ
開会のあいさつ	歓送のことば
歓迎のことば	国旗降納(儀礼)

選手宣誓	大会旗・実施競技団体旗・県旗・市旗降納
閉式通告	競技会終了宣言
	閉式通告

5. 式典音楽

式典音楽は、CD等を使用する。

6. その他

- (1) この要項に定めるもののほか、式典の実施に必要な事項は、実行委員会、競技団体等が別途協議の上、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における式典についても、必要に応じてこの要項を準用する。

日本のひなた宮崎国スポ  
小林市情報通信基本計画

1. 目的

日本のひなた宮崎国スポにおいて小林市で実施する情報通信業務については、県及び競技団体との緊密な連携のもと、関係機関等の協力を得て、情報通信体制の整備を図り、大会運営に万全を期すものである。

2. 内容

(1) 情報通信設備の整備

大会を円滑かつ効率的に行うため、選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者(以下「大会参加者等」という。)の便宜を図るため、関係機関等の協力を得て、各種情報通信設備を整備する。

(2) 通信体制の整備

ア. 競技会運営における通信体制

競技会運営を円滑かつ効率的に実施するため、関係機関等の協力のもとに、情報通信体制の整備を図る。

イ. 記録・情報業務における通信体制

競技記録を迅速かつ正確に送受信するとともに、記録・報道業務を円滑かつ効率的に実施するための通信体制を整備する。

(3) 大会参加者等への情報提供サービス

大会参加者等への交通、宿泊、医療、観光等の多様な情報及び競技結果を迅速に提供するサービスを実施する。

3. その他

(1) この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における情報通信体制についても、必要に応じてこの計画を準用する。

日本のひなた宮崎国スポ  
小林市競技別リハーサル大会旅費等支給規程

(目的)

第1条

この規程は、小林市で開催する日本のひなた宮崎国スポ競技別リハーサル大会の大会運営従事者に対して支給する旅費等について、その支給に関する基本的事項を定め、支給事務の適正化を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条

大会運営従事者のうち、この規程で定める旅費等の支給対象者は、次のとおりとする。ただし、支給対象者であっても、別に旅費等の支給を受ける場合等については、この限りではない。

- (1) 競技役員
- (2) 競技補助員
- (3) その他、旅費等の支給に対して、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会会長が認めたもの

(支給基準)

第3条

支給する旅費等の支給基準は、別表1に定めるとおりとし、予算の範囲内で支給する。

(支給事務)

第4条

旅費等の支給事務は、競技団体へ委託することができることとする。

(その他)

第5条

この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表1 (第3条関係)

区分	支給基準			
	支給区分	支給額	説明	
競技役員	交通費	市内	支給しない	・ただし、競技運営業務上、実行委員会が必要と認める場合はこの限りでない。
		市外	実費相当額	・居住地市区町村役場最寄駅から実行委員会の指定下車駅までの往復運賃、または実行委員会の指定バス停までの往復運賃とする。
		県外		
	諸費		上限額の範囲内	・1人1日当たり上限2,000円を支給する。
	宿泊費		定額	・小林市職員等の旅費に関する条例第17条に準ずる。 ・県外役員に限り支給する。ただし、競技運営業務上、実行委員会が必要と認める場合はこの限りでない。
競技補助員	交通費	市内	支給しない	・ただし、競技運営業務上、実行委員会が必要と認める場合はこの限りでない。
		市外	実費相当額	・競技役員に準ずる。
		県外		
	諸費		支給しない	・ただし、競技運営業務上、実行委員会が必要と認める場合はこの限りでない。
	宿泊費		支給しない	・ただし、競技運営業務上、実行委員会が必要と認める場合はこの限りでない。

※実行委員会が計画輸送を行う場合、計画輸送を行う区間の交通費は支給しない。

## 日本のひなた宮崎国スポ小林市競技別リハーサル大会宿泊実施要項

## 1 趣旨

この要項は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市宿泊基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ小林市競技別リハーサル大会」（以下「リハーサル大会」という。）に参加する選手・監督、役員及び視察員等（以下「大会参加者」という。）の宿泊について必要な事項を定める。

## 2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関及び関係団体と十分な調整を行い、リハーサル大会参加者の配宿業務にあたるものとする。

## 3 宿舎

リハーサル大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。）とする。

ただし、風紀上、衛生上、及び安全対策上、支障があると認められる宿舎は利用しないものとする。

## 4 配宿

(1) 選手・監督の宿舎は、都道府県（又はチーム）別及び男女別等を考慮して配宿するものとする。

(2) 選手・監督の配宿は、原則として他の大会参加者とは別とする。

(3) 1人の宿泊に要する広さは3.3㎡（2畳）以上とする。

## 5 宿泊料金

宿泊料金は、旅館ごとに設定を行うものとする。

## 6 食事

(1) 宿舎において提供する食事は、衛生面に十分配慮するとともに、選手を考慮し、栄養面に優れた献立とする。

(2) 昼食弁当については、別に定める弁当調達要項に基づき、斡旋・支給を行うものとする。

7 宿泊料金の精算

宿泊料金の精算は、宿泊責任者又はリハーサル大会参加者が現地にて精算するものとする。

8 その他

- (1) リハーサル大会参加者が、実行委員会に対して宿泊の斡旋を希望しない場合は、この要項は適用しない。
- (2) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ小林市リハーサル大会救護所設置計画

競技名	会場名	日付	医師数	看護師数	保健師数	救護所設置数	備考
トランポリン	(仮称) 健幸のまちづくり拠点施設	令和8年8月21日	-	3	-	1	公式練習
		令和8年8月22日	1	3	-		競技1日目
		令和8年8月23日	1	3	-		競技2日目
ウエイトリフティング	小林市文化会館	令和8年11月19日	1	3	-	1	競技1日目
		令和8年11月20日	1	3	-		競技2日目
		令和8年11月21日	1	3	-		競技3日目
		令和8年11月22日	1	3	-		競技4日目
		令和8年11月23日	1	3	-		競技5日目
バレーボール	(仮称) 健幸のまちづくり拠点施設	令和9年2月12日	-	3	-	3	公式練習
		令和9年2月13日	-	3	-		競技1日目
		令和9年2月14日	-	1	-	1	競技2日目
ローイング	(仮称) 小野湖特設ローイング競技場	令和9年7月頃	-	2	-	1	公式練習
		令和9年7月頃	1	2	-		競技1日目
		令和9年7月頃	1	2	-		競技2日目
カヌー	(仮称) 小野湖特設カヌー競技場	令和9年7月頃	-	2	-	1	公式練習
		令和9年7月頃	1	2	-		競技1日目
		令和9年7月頃	1	2	-		競技2日目
合計			11	43	0	8	

日本のひなた宮崎国スポ小林市弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、小林市で開催する「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者等」という。）に斡旋し、又は支給する弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関及び団体等の協力を得て、大会参加者等の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、弁当調達計画を策定する。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 斡旋弁当 選手・監督、視察員、報道員等に斡旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 弁当調達期間

弁当を調達する期間は、斡旋弁当については各競技会の開催期間（公式練習日を含む。）とし、支給弁当については各競技会の準備・運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当の料金は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ（宮崎県）宿泊要項に準じるものとする。

7 弁当調製施設の指定及び取消し

- (1) 実行委員会は、別に定める基準に基づき弁当調製施設の指定を行う。
- (2) 実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、日本

のひなた宮崎国スポ小林市弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。

（3）実行委員会は、指定した弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

ア 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止もしくは期間を定めての停止処分を受けたとき。

イ 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。

ウ 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。

エ その他実行委員会が不相当と認めたとき。

## 8 弁当引換所の設置及び運営

実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適切な運営を行う。

## 9 その他

（1）この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（2）競技別リハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

様式第1号

日本のひなた宮崎国スポポ小林市弁当調製施設指定書

令和 年 月 日

様

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ  
小林市実行委員会 会長

日本のひなた宮崎国スポポにおける小林市弁当調製施設として、下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
大会名	日本のひなた宮崎国スポ競技別リハーサル大会 及び日本のひなた宮崎国スポ
適用期間	指定開始から大会終了まで

## 日本のひなた宮崎国スポ小林市医療救護実施要領

## 1 趣旨

この要領は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市医療救護要項」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「大会」という。）における医療救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、医療救護を実施する。

## 3 救護所の設置

## (1) 設置場所

ア 各競技会場の適切な場所に設置し、救護活動及び競技に支障のないようにする。

イ 救護所内部は、衛生管理に留意し、外部から見えないようにする。

ウ 救護所を明示するための看板等を設置する。

## (2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師及び競技会係員を置く。

## (3) 救護所の設置期間及び開設時間

ア 設置期間は、原則として各競技会の競技日とする。

イ 開設時間は、原則として競技開始30分前から競技終了時までとする。ただし、必要に応じて、変更することができる。

## (4) 医薬品等の配備

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて、医療器具、AED（自動体外式除細動器）等を配備する。

## 4 救護所における医療救護

(1) 救護所では、応急処置を行い、「処置記録兼診療依頼書」（様式第1号）に所定の事項を記載する。

(2) 傷病者を医療機関に搬送する必要があると認めた場合は、車両等での搬送又は救急自動車等の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとし、医療機関を受診する傷病者へ「処置記録兼診療依頼書」を交付する。医療機関に搬送しない場合は、最寄りの医療機関

- を紹介するなど、適切な処置を講じる。
- (3) 救護係は、医療機関に傷病者を搬送した場合、速やかに市実行委員会の医療救護担当者へ報告する。また、医療機関に搬送した傷病者のその後の症状、経過を把握するよう努める。
- 5 練習会場における医療救護
- (1) 練習会場には、必要に応じて、競技会係員を配置する。
- (2) 練習会場には、必要に応じて、担架及び医薬品を配備する。
- (3) 練習会場において、傷病者を医療機関に搬送する必要があると認めた場合は、救護所における取扱いに準じる。
- 6 市実行委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護
- 市実行委員会主催の大会関連イベントについては、必要に応じて医療救護を実施する。
- 7 宿泊施設における医療救護
- (1) 宿泊施設の責任者に対する周知徹底
- 傷病者が発生した場合、必要に応じて救急自動車等の出動要請や最寄りの医療機関の紹介を行うとともに、市実行委員会に報告するよう宿泊施設の責任者に対し周知徹底を図る。
- (2) 搬送情報の把握
- 傷病者が医療機関に搬送された場合、宿泊施設の責任者又は傷病者の関係者から、傷病者の住所、氏名、性別、年齢及び参加区分、傷病の発生時間、発生場所、発生原因及び現在の状況、搬送先の医療機関及び搬送方法等必要な事項を確認する。
- 8 救急自動車等の配備
- 救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。
- 9 医療費の負担
- (1) 競技会場及び練習会場での応急処置にかかる経費は、市実行委員会が負担する。
- (2) 傷病者は、健康保険証を提示して受診した場合は、医療費の本人負担分を、提示しないで受診した場合は、医療費の全額を医療機関へ支払う。

10 事後処理

救護所の医師、看護師、保健師、救急隊員等は、業務にあたり、相互に連絡調整を図り、次の書類に所定の事項を記載し、当日業務終了後速やかに実行委員会に提出する。

- (1) 処置記録兼診療依頼書（様式第1号）
- (2) 取扱傷病者一覧表（様式第2号）

11 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、医療救護について必要な事項は、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要領を準用する。

処置記録兼診療依頼書

取扱救護所		発行番号		No.	
発症場所		式典中・競技中・観戦中・移動中 その他( )		対応日時	
				令和 年 月 日 午前・午後 時 分～ 時 分	
傷病者情報	ふりがな 氏名	男女		所属都道府県	
	生年月日			参加区分	
	他	西暦 年 月 日生 歳		選手・監督・役員・観客 その他( )	
	住所 連絡先	都道府県名( )		競技名/会場名	
		(TEL - - ) (携帯 - - )		宿舎の名前	
保険証所持の有無	有・無		付添者 (携帯 - - )		
応急処置の内容	傷病内容	胃腸障害 感冒 貧血 頭痛 熱中症 疲労 眼症 耳症 歯牙外傷 打撲 捻挫 骨折 脱臼 筋腱断裂 挫創 切創 裂創 その他( )			
	受傷部位				
	発症(事故)原因				
	バイタルサイン	体温	℃	脈拍	血圧 / mmHg
	現病歴			服薬	有( )
	既往歴				無
	処置内容	処置時間: 午前・午後 時 分			
	使用医薬品				
	搬送	有 ・ 無		[ ・競技復帰 ・その他 ・棄権 ( ) ]	
救護所医師等氏名	職種 医師 ・ その他( ) 氏名				

搬送先医療機関 担当医 様

日本のひなた宮崎国スポにおいて発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

令和 年 月 日

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ小林市実行委員会  
会長

※ 本書を医療機関へ送付すること並びに搬送先医療機関から日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会に返送することについては、個人情報の保護に万全を期すとともに大会の統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

同意欄(署名)

(裏面)

## F A X 送 信 票

宛先	日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会 医療救護担当 宛 FAX番号 0984-27-3526
----	--

発信者名	医療機関名	担当者 (所属)
	住所	(氏名)
	TEL	FAX

下記診療内容欄に記入後、この用紙を、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会まで当日中にFAXで送付くださいますようお願いいたします。

診療内容	傷病名	
	治療内容 使用医薬品	
	その他	
		診療医師名 _____

※ 御不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください。

TEL 0984-27-3325

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会

【救護所で記載】

取扱救護所		診療依頼書発行番号	No.
-------	--	-----------	-----

## 取扱傷病者一覧表

	月 日		会場地				競技名					
区分	救護所取扱傷病者数						医療機関への搬送者数					
	選手	監督	役員	観客	その他	計	選手	監督	役員	観客	その他	計
胃腸障害												
感冒												
貧血												
頭痛												
熱中症												
疲労												
眼症												
耳症												
打撲												
捻挫												
骨折												
脱臼												
筋腱断裂												
(挫・切・裂) 創												
歯牙の外傷												
その他												
合計												

※ この様式は、一日の業務終了後に救護所で集計し記載すること。

## 入院患者発生速報

令和 年 月 日 午前・午後 時 分

宛先	日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会 医療救護担当 宛 FAX : 0984-27-3526	
会場地委員会名	競技会場名	報告者氏名

患者	ふりがな氏名	男 女	参加区分	選手、監督、役員、 観客、その他
	都道府県名	年 月 日生	競技種目	
宿 舎 名				
発 生 時 間		月 日 ( )	午前 午後	時 分
発 生 場 所				
発 生 原 因 及 び 状 況				
症 状				
競 技 参 加 の 支 障 の 有 無				
入院先医療機関名				
使 用 医 薬 品				
備 考				

令和8年1月29日開催 実行委員会第1回宿泊・衛生専門委員会 承認

## 日本のひなた宮崎国スポ小林市防疫対策実施要領

### 1 趣旨

この要領は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市防疫対策要項」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「大会」という。）における防疫対策の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 実施内容

#### (1) 広報活動

##### ア 広報の内容

- (ア) 手洗いの励行等基本的な感染症対策
- (イ) 大会期間中に流行する可能性が高い感染症の予防対策

##### イ 活動の内容

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は保健所と連携し、次により広報活動を実施する。

- (ア) 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が作成した啓発媒体の配布・掲示
- (イ) 広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用したPR
- (ウ) 各種講習会及びイベント等を活用したPR

#### (2) 衛生備品の配置

市実行委員会は、大会期間中における競技会場・練習会場の入口や手洗い設備等に必要に応じて手指消毒液等の衛生備品を配備する。

#### (3) 感染症患者発生時の措置

市実行委員会は、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合は、保健所の指導・助言を遵守し、まん延の防止に努める。

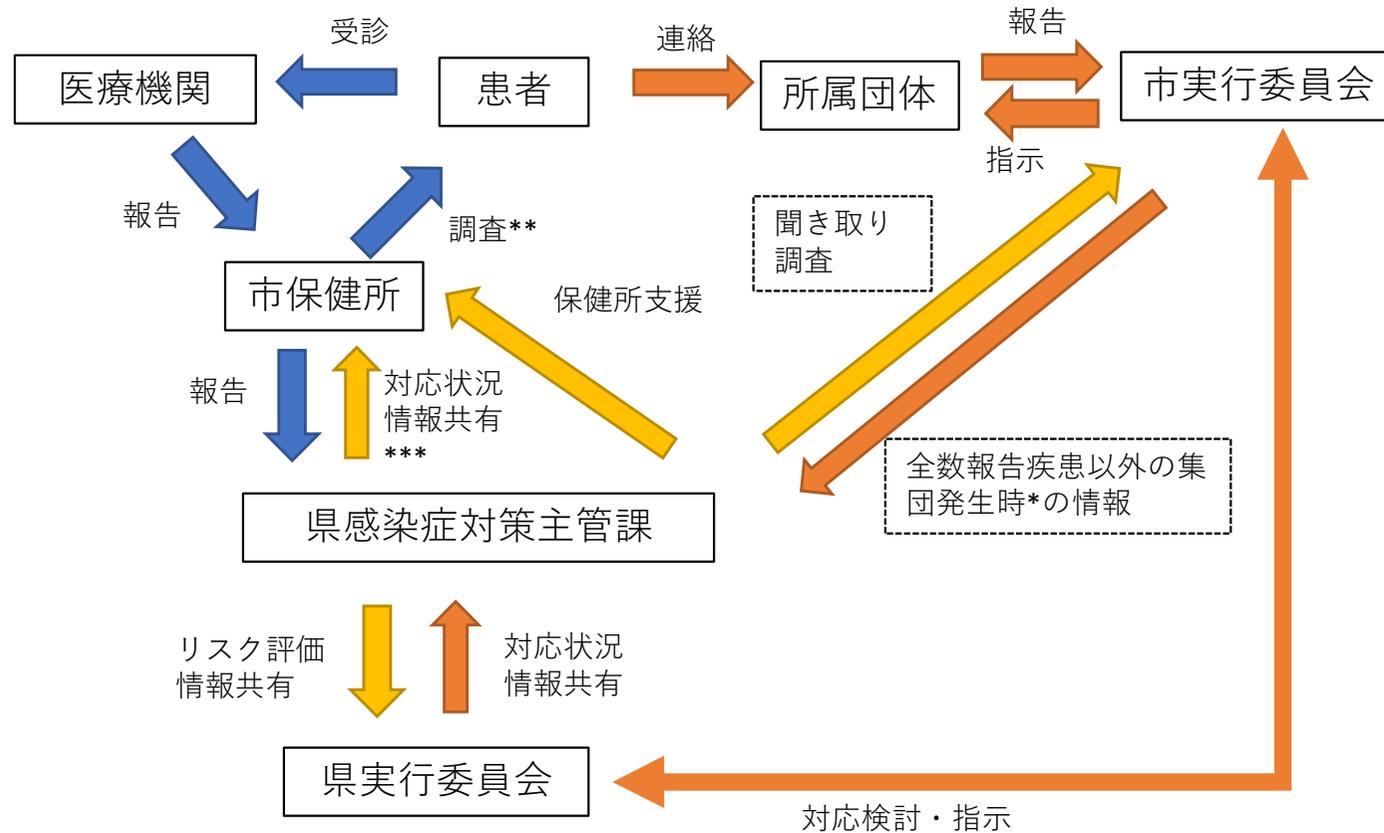
#### (4) 緊急連絡体制の整備

大会期間中における感染症の発生に備え、そのまん延を防止するため、別記のとおり緊急連絡体制を整備する。

### 3 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じて、この要領を準用する。
- (2) この要領に定めるもののほか、防疫対策について必要な事項は、別に定める。

## 感染症（疑いを含む）発生時の緊急連絡体制



\*集団発生の定義

- 10人以上の集団発生
- 団体の半数以上
- 重篤患者が1週間に2名以上の場合
- 上記以外にも各団体で報告が必要と認めた場合

\*\*必要に応じて所属団体へ調査を実施

\*\*\*必要に応じて「市保健所」と「市実行委員会」は情報共有する

令和8年1月29日開催 実行委員会第1回宿泊・衛生専門委員会 承認

## 日本のひなた宮崎国スポ小林市食品衛生対策実施要領

### 1 趣旨

この要領は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市食品衛生対策要項」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

### 3 実施内容

#### （1）対象となる食品提供施設

##### ア 弁当調製施設

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）が競技会場等で喫食する食事を調製する施設

##### イ 宿泊施設の調理施設

大会参加者を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設

##### ウ 仕出し料理調製施設

大会参加者が宿泊施設等で喫食する仕出し料理（弁当）を調製する施設

##### エ 臨時の食品営業施設

競技会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工若しくは製造又は販売を行う施設

##### オ 無料食品提供施設

競技会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

##### カ 弁当引換所

令和8年1月29日開催 実行委員会第1回宿泊・衛生専門委員会 承認

競技会場内に臨時的に設置される弁当の引換所

(2) 食品衛生に関する意識の向上

ア 広報・啓発活動

保健所等の関係機関・団体と連携し、市の広報紙やホームページ等の広報媒体を活用して、市民及び大会参加者等に食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

イ 食品衛生講習会

市実行委員会は、県実行委員会及び保健所と連携し、食品提供施設の関係者を受講対象とした食品衛生講習会の開催について協力する。

(3) 食品衛生管理の強化

市実行委員会は、食品提供施設事業者に対し、保健所が実施する監視指導に協力し、食品提供施設の衛生確保に努める。

(4) 健康管理等

市実行委員会は、保健所等の関係機関・団体と連携し、食品提供施設事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するように指導する。

(5) 緊急連絡体制の整備

市実行委員会は、県実行委員会及び保健所と連携し、大会期間中における食中毒の発生など、緊急時に対応するため、別記のとおり緊急連絡体制を整備する。

(6) 食中毒等発生時の対応

ア 市実行委員会及び食品提供施設は、食中毒の発生又はその疑いに関する情報を入手したときは、直ちに保健所に通報するとともに、保健所の食中毒調査に協力する。

イ 市実行委員会及び保健所は、食中毒のみならず、飲食に起因する可能性のある健康被害の発生やその疑いに関する情報があったときは、関係者間において事前に情報共有を図る。

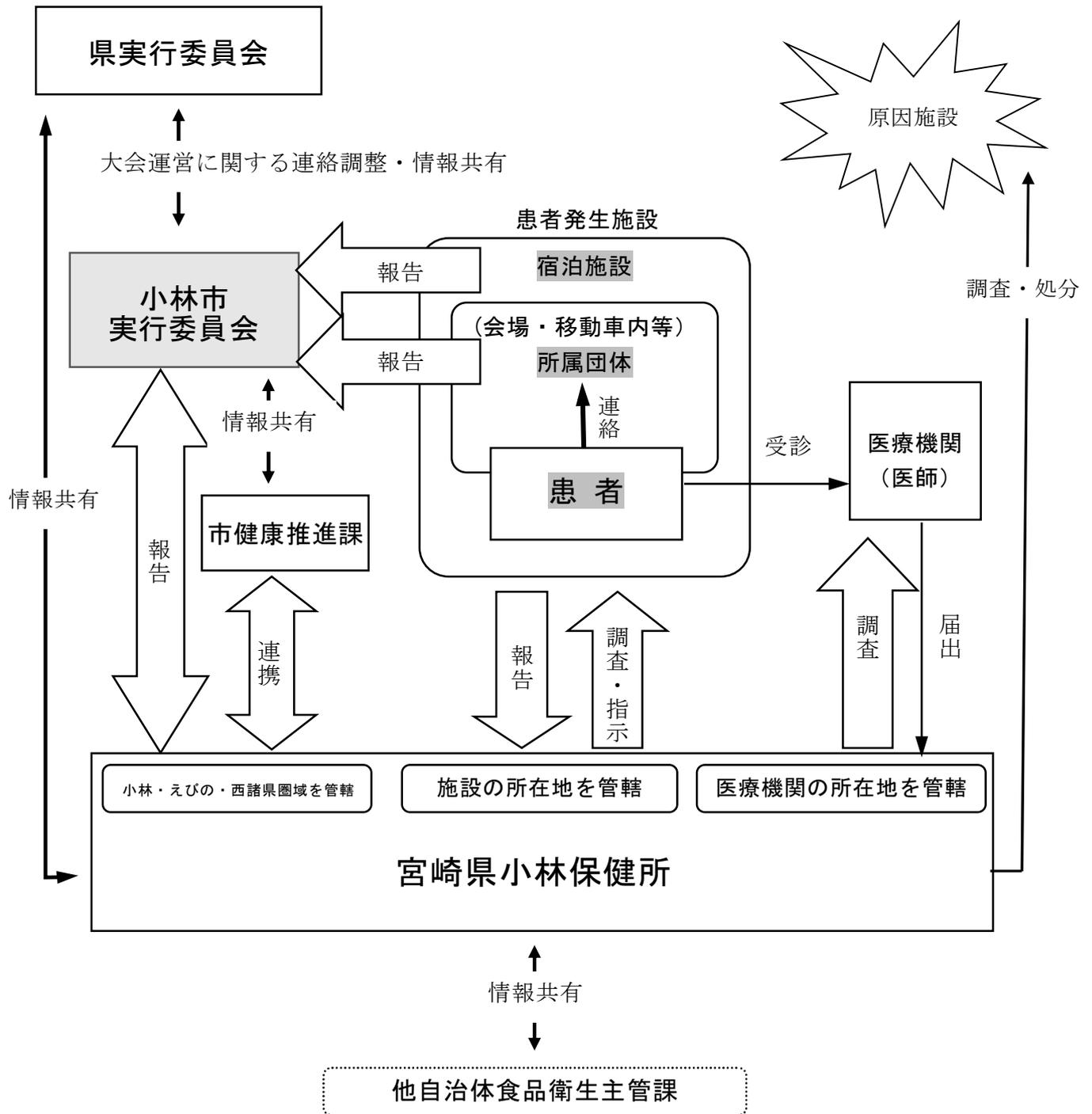
令和8年1月29日開催 実行委員会第1回宿泊・衛生専門委員会 承認

ウ 市実行委員会は、保健所の協力を得て、大会期間中における食中毒の発生時など緊急時の連絡体制を別記の緊急連絡体制に基づき対応する。

#### 4 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、食品衛生対策について必要な事項は、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要領を準用する。

食中毒等健康被害（疑いを含む）発生時の緊急連絡体制



- ◆ 患者発生施設（宿泊施設・会場・移動車内等）又は患者所属団体は、直ちに小林市実行委員会に報告するとともに、食品衛生法等に基づき、宮崎県小林保健所に報告する。
- ◆ 小林市実行委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して食中毒等健康被害に関する情報を得た場合、直ちに宮崎県小林保健所に報告する。
- ◆ 食中毒等の健康被害が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診させるとともに、宮崎県小林保健所に連絡するよう、宿泊施設及び所属団体等に周知する。

令和8年1月29日開催 実行委員会第1回宿泊・衛生専門委員会 承認

## 日本のひなた宮崎国スポ小林市環境衛生対策実施要領

### 1 趣旨

この要領は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市環境衛生対策要項」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「大会」という。）における環境衛生対策の実施について、必要な事項を定める。

### 2 競技会場等の環境美化

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体等と連携するとともに、民間団体・地域住民等の協力を得て、次の業務を推進し、清潔な会場づくりに努める。

- (1) 競技会場等には、必要に応じて資源物等の分別ができるごみ分別容器等を適切な場所に配置する。
- (2) 競技会場等の廃棄物は、それぞれの会場に即した処理体制により適正に処理する。なお、分別収集を行い、資源物のリサイクルに努める。
- (3) 競技会場等の清掃は、規模に応じた作業班の編成等により効果的に実施する。
- (4) 競技会場等のトイレ（仮設を含む。）は、清掃、点検、し尿の汲取り等を定期的に行い、衛生的に管理する。
- (5) 救護所等において排出される、感染のおそれがある廃棄物については、適正に処理する。
- (6) 広報紙、看板等により競技会場等におけるごみの減量化・資源化、環境美化等の意識向上に努める。

### 3 道路、河川等の生活環境の美化

実行委員会は、関係機関・団体等と連携するとともに、民間団体・地域住民等の協力を得て、次の業務を推進し、競技会場等の周辺における道路、河川等の生活環境の美化に努める。

- (1) ごみの不法投棄の防止など、廃棄物の適正処理を推進するため、地域住民へ環境美化に努めるよう周知する。
- (2) 必要に応じて広報紙、看板等により、ごみの減量化・資源化、環境美化等の意識向上に努める。

### 4 宿舍の環境衛生対策

実行委員会は、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者が宿泊

令和8年1月29日開催 実行委員会第1回宿泊・衛生専門委員会 承認

する宿舎を対象とした宿舎衛生に関する活動がある場合、関係機関、団体等に協力する。

#### 5 飲料水の衛生対策

(1) 実行委員会は、関係機関が実施する、競技会場、練習会場及び宿舎へ飲料水を提供する水道事業者への監視・指導に協力する。

#### (2) 事故発生時の給水体制

実行委員会は、選手等が利用する施設の設置者及び水道事業者等と連携して、断減水時に対応するための給水体制の確立に努める。

#### 6 動物の衛生管理

実行委員会は、必要に応じて関係機関・団体等と連携し、人の生命等に害を加えるおそれのある動物（特定動物）に関する届出が徹底されるよう努めるとともに、適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

#### 7 受動喫煙防止対策

会場の敷地内禁煙化に努めるため、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市環境衛生対策要項第3項(9)で規定する例外的に設置することができる指定喫煙所を除き、会場敷地内及び会場周辺における道路、駐車場及びその他公共の場所では喫煙しないように働きかける。

#### 8 その他

(1) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要領を準用する。

(2) この要領に定めるもののほか、環境衛生対策について必要な事項は、別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ  
小林市輸送・交通業務実施要項

## 1 趣旨

この要項は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市輸送・交通基本計画」に基づき、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ（以下「大会」という。）における輸送交通業務の実施について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

## 2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と連携を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

## 3 輸送交通の一般的事項

## (1) 輸送対象者

輸送の対象は本市で開催する競技会に参加する次の者とする。

- ア 選手・監督
- イ 競技役員・競技補助員
- ウ 競技会役員・競技会係員、競技会補助員
- エ 報道関係者、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他、市実行委員会が必要と認めた者

## (2) 輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

## (3) 輸送交通業務の範囲

- ア 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他関連諸行事の会場等（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技会運営に支障が生じる場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、原則として当該輸送交通業務の範囲が近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）の場合は行わない。

## 4 輸送交通業務の内容

## (1) 輸送業務の内容

- ア 輸送計画の策定

市実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

イ 指定集合地の設定

市実行委員会は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて、関係機関・団体等と協議の上、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

市実行委員会は、参加人数、時間帯等を考慮し、関係機関・団体等と協議の上、輸送経路を設定する。

エ 輸送案内

市実行委員会は、必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、宿舍及び競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

市実行委員会は、広域配宿によって小林市以外に所在するホテル等を宿舍として利用する選手・監督、役員等の輸送を実施する。

カ 同一競技が2市町以上で行われる場合の輸送

市実行委員会は、同一競技が小林市と小林市以外の会場地で行われる場合、関係会場地市町実行委員会と協議の上、必要に応じて輸送を実施する。

キ 一般観覧者の輸送

市実行委員会は、一般観覧者を安全、円滑かつ効率的に輸送を行うため、関係機関・団体等の協力を得て、必要な措置を講じる。

ク バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置

市実行委員会は、輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降所を設置し、必要に応じて、係員を配置する。

ケ 全国輸送との連携

(ア) 指定下車駅等の設定

市実行委員会は、県実行委員会と協議のうえ、選手・監督、役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄り駅等から1箇所以上設定する。

(イ) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿泊施設の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、市実行委員会は、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて、輸送を実施する。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

市実行委員会は必要と認められる場合には、関係機関・団体等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更、停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

イ 車両の確保

計画輸送に使用する車両は、借上バス・タクシー等により行い、関係機関・

団体等の協力を得て、必要台数を市実行委員会が確保する。

ウ 予備車の確保

市実行委員会は、大会期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

市実行委員会は、各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

市実行委員会は、輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺、駐車場等に案内・誘導看板を設置する。

ウ 交通整理

市実行委員会は、輸送対象者の通行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

市実行委員会は、交通渋滞や交通事故発生の原因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

オ 民間駐車場への迷惑駐車防止

市実行委員会は、競技会場周辺等の民間駐車場への迷惑駐車を防止するため、民間施設所有者等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

カ 指定駐車場の確保及び開設

市実行委員会は、輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体等の協力を得て、競技会場、練習会場の周辺等に必要な指定駐車場の確保に努める。なお、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

キ 指定駐車場の管理及び運営

市実行委員会は、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

ク 駐車許可証の交付

市実行委員会は、特定の指定駐車場の利用者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営に努める。

ケ 交通環境整備

市実行委員会は、大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対して、公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。

また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車防止、民間駐車場への迷惑駐車防止、自家用車利用の自粛協力等の啓発を行う。

コ 道路機能の保全

市実行委員会は、大会関係車両の通行が予想される道路の破損個所の補修など、必要な保全対策及び大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の抑制等について、関係機関へ協力を求める。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送交通業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

## 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市リハーサル大会輸送計画

## 1 目的

この計画は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市輸送・交通業務実施要項」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）」の円滑な輸送業務に関して必要な事項を定める。

## 2 基本的な考え方

## (1) 計画輸送実施競技の選定方針

ア 選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の輸送は原則行わず、既存の公共交通機関等を利用した自主移動とするが、競技の特殊性や競技会場の立地等を考慮し、必要に応じて計画輸送を行う。

イ 「日本のひなた宮崎国スポ」に向けた検証が必要な競技については計画輸送を行う。

## (2) 実施内容

計画輸送を行う場合は、バス又はタクシーを利用し、必要に応じて競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎、主要な駅及び指定駐車場、その他関連諸行事の会場の間を輸送する。

## 3 競技別輸送計画書

計画輸送を実施するリハーサル大会ごとに、輸送方法等を定めた競技別輸送計画書を作成する。

## 4 駐車場

(1) 大会参加者等の駐車場を確保する必要がある場合は、原則競技会場内とするが、競技会場内に駐車可能なスペースが十分に確保できない場合や施設の立地等を考慮し、必要に応じて競技会場外に指定駐車場を確保する。

(2) 駐車場は、大会参加者等（一般観覧者を除く。以下同じ。）を優先し、空きがある場合は、一般観覧車用の駐車場を設ける。

(3) 駐車場への誘導を円滑に行うため、必要に応じて大会参加者等に対し事前に駐車許可証を交付する。

(4) 大会参加者等が指定外の駐車場等へ駐車することがないように周知徹底を図る。

## 5 来会方法等の把握

リハーサル大会開催前に、必要に応じて大会参加者等に対し、来会意向調査等を

令和8年1月26日開催 実行委員会第1回輸送・交通専門委員会 承認  
行い、来会時の交通手段や宿舎等の把握に努める。

6 その他

- (1) この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 「日本のひなた宮崎障スポ」のリハーサル大会における輸送計画の実施については、宮崎県が設置した日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの計画を準用する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ  
小林市消防防災・警備業務実施要項

## 1 趣旨

この要項は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市消防防災・警備基本計画」に基づき、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ（以下「大会」という。）における消防防災・警備業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

## 2 実施期間

消防防災業務及び警備業務の実施期間は、大会準備期間中、大会会期中及び日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会（以下「市実行委員会」が必要と認める期間とする。

## 3 実施場所

消防防災業務及び警備業務の情報実施場所は、競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）およびその他必要とされる場所とする。

## 4 実施体制

### （1）大会準備期間中

市実行委員会は、消防、警察及びその他関係機関（以下「関係機関等」という。）と連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

### （2）大会期間中

市実行委員会実施本部内に設置する消防警備部が実施主体となり、必要に応じて、競技会場等に消防警備班を設置する。

## 5 消防防災業務

### （1）基本事項

ア 消防法等関係法令を遵守し、特に競技会場等の消防防災に取り組む。

イ 小林市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

### （2）実施内容

#### ア 大会準備期間中

（ア）競技会場等における消防防災体制の確立に関すること。

（イ）競技会場等における消防防災設備、水利等の点検設備に関すること。

（ウ）消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。

（エ）防火防災意識の向上と啓発活動の推進に関すること。

（オ）競技会場等での避難訓練に関すること。

- (カ) 競技会場等の実地踏査に関する事。
- (キ) 関係機関等との通信連絡体制の確立に関する事。
- (ク) その他必要な消防防災業務に関する事。

イ 大会期間中

- (ア) 競技会場等における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関する事。
- (イ) 競技会場等における救急救助に関する事。
- (ウ) 競技会場等における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関する事。
- (エ) その他必要な消防防災業務に関する事。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿に係る対策については、宿泊市町及び関係機関等と調整し実施する。

## 6 警備業務

(1) 基本事項

競技会場等の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 大会準備期間中

- (ア) 競技会場等における自主警備体制の確立に関する事。
- (イ) 実地踏査の実施に関する事。
- (ウ) 通信体制の確立に関する事。
- (エ) 施設及び構造物の安全対策の推進に関する事。
- (オ) 警備員の人員確保、事前教育及び訓練に関する事。
- (カ) 関係機関等との連絡協力体制の確立に関する事。
- (キ) その他必要な警備業務に関する事。

イ 大会期間中

- (ア) 競技会場等における雑踏事故及びその他事件・事故の防止に関する事。
- (イ) 通信手段の確保及び運用に関する事。
- (ウ) 競技会場等における交通誘導警備に関する事。
- (エ) 大会参加者等の競技会場等での誘導及び混雑防止の措置に関する事。
- (オ) 競技会場等における避難通路の確保に関する事。
- (カ) 入退場者管理に関する事。
- (キ) 迷子及び遺失物への対応に関する事。
- (ク) 不審者及び不審物の発見と適切な対応に関する事。
- (ケ) 競技会場等への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関する事。
- (コ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関する事。
- (サ) その他必要な警備業務に関する事。

7 大規模災害・突発重大事案対策業務

大規模災害及び突発重大事案に係る対策については、関係機関等と連携を図りながら対応する。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送交通業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

日本のひなた宮崎国スポ  
小林市リハーサル大会消防防災・警備計画

1 目的

この計画は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 小林市消防防災・警備業務実施要項」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ競技別リハーサル大会」（以下「リハーサル大会」という。）の円滑な消防防災・警備業務に関して必要な事項を定める。

2 消防防災業務

(1) 基本的な考え方

ア リハーサル大会における消防防災業務は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 小林市実施本部（以下「実施本部」という。）に設置される消防警備部が行う。

イ 消防警備部は、一定時間各競技会場へ出向し巡回警備を行うことを基本とし、巡回警備中に競技会場外で災害等が発生した場合は、災害対応を優先とする。

(2) 期間

リハーサル大会開催期間中とする。ただし、競技会場実地踏査等、必要に応じ大会準備期間を含む。

(3) 競技会場及び種目

	競技会場	実施種目
ア	ひいらぎスポーツパークこばやし ひいらぎアリーナ	体操（トランポリン）
イ	小林市文化会館	ウエイトリフティング
ウ	ひいらぎスポーツパークこばやし ひいらぎアリーナ	バレーボール（少年女子）
エ	（仮称）小野湖特設カヌー競技場	カヌー（スプリント）
オ	（仮称）小野湖特設ローイング競技場	ローイング

(4) 消防防災実施業務

ア 消防防災業務における関係機関との連絡調整

イ 火災の予防、警戒及び初期消火活動

ウ 火災その他の災害情報の収集、伝達及び通報

エ 火災その他の災害発生時における避難経路の確保及び避難誘導

オ 火災その他の災害により負傷者が発生した場合の負傷者の救出・救助

(5) 西諸広域行政事務組合消防本部との連携

次のことについて、西諸広域行政事務組合消防本部に依頼する。

ア 競技会場における実地踏査及び消防防災設備等の状況の確認

イ 消防防災に必要な教育訓練の実施

3 警備業務

(1) 警備員配置体制

- ア 警備員配置対象施設  
原則として、競技会場、駐車場及びその周辺道路とする。
- イ 警備員配置期間  
原則として、会場設営が完了した日から競技終了日までとする。
- ウ 警備員配置時間  
競技ごとに別途定める。

## (2) 警備員の業務

- ア 交通誘導警備
  - (ア) 雑踏事故及びその他の事件・事故の防止
  - (イ) 競技会場駐車場における指定車両の識別（駐車許可証の確認）及び誘導
  - (ウ) 競技会場周辺及び駐車場における車両・歩行者の整理並びに誘導
  - (エ) 違法駐停車の防止及び排除
- イ 夜間警備
  - (ア) 仮設物、備品、会場装飾物等の火災及び盗難・損壊等の防止
  - (イ) 不審者及び不審物への警戒
  - (ウ) 事故発生時における関係機関・団体等への通報

## (3) 会場警備

リハーサル大会における会場警備は、実施本部内に設置される競技式典班競技会場係が次のとおり行う。

- ア 競技会場内における不審者及び不審物に対する警戒
- イ 競技会場内における不審者及び不審物に対する認知、または発見時における関係機関への通報と適切な初動措置
- ウ 競技会場における選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の入退場管理
- エ 競技会場の収容可能人数に対する収容人員状況の確認
- オ その他
  - (ア) 事故発生時及び緊急時における実施本部への連絡
  - (イ) 大会参加者等の生命、身体及び財産を守るために必要な警備
  - (ウ) 警察・消防活動への協力

## 4 その他

この計画に記載のない事項等については、必要に応じて、関係機関と協議し決定する。